

令和 4 年 度

八代市議会総務委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 6月定例会付託案件 | 2 |
| 1. 所管事務調査 | 2 3 |
-

令和 4 年 6 月 2 2 日 (水曜日)

総務委員会会議録

令和4年6月22日 水曜日

午前10時00分開議

午後 0時15分開議（実時間124分）

○本日の会議に付した案件

1. 議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）
1. 議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）
1. 議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分））
1. 議案第51号・専決処分の報告及びその承認について（令和4年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））
1. 議案第48号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する条例）
1. 議案第52号・熊本市町村総合事務組合規約の一部変更について
1. 議案第50号・専決処分の報告及びその承認について（財産の無償譲渡について）
1. 議案第53号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について
1. 議案第54号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
1. 議案第55号・八代市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について
1. 令和3年陳情第3号・地方たばこ税を活用した分煙環境整備について
1. 所管事務調査
 - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
 - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

（八代市公共施設等総合管理計画の一部改定及び八代市公共施設個別施設計画の策定について）

○本日の会議に出席した者

委員長 古嶋津義君
副委員長 高山正夫君
委員 田方芳信君
委員 橋本貴喜君
委員 村川清則君
委員 山本敬晃君

※欠席委員 堀徹男君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 野々口正治君
財務部次長 岩瀬隆敏君
財政課長 續良彦君
市民税課長 山内真奈美君
理事兼資産税課長 機智三郎君
財政経営課長 山本浩司君
財産経営課長補佐兼
ファシリティマネジメント推進係長 平山誠也君

総務企画部

総務企画部次長 廣兼和久君
企画政策課長
（政策審議監担当兼務） 角田浩二君
危機管理課長 松本康祐君

市民環境部

人権政策課長
（人権啓発センター所長兼務） 坂井健治君

○記録担当書記 緒方康仁君

（午前10時00分 開会）

○委員長（古嶋津義君） それでは、定刻とな

り、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

◎議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費について、財務部から説明願います。

○財務部長（野々口正治君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の野々口でございます。本日は大変お世話になります。よろしく願いをいたします。

本日、総務委員会に付託されました議案につきまして、まず、予算議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号の歳入及び歳出の総務費を岩瀬財務部次長、消防費を廣兼総務企画部次長が、並びに議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号の歳入を岩瀬財務部次長が説明いたします。

また、事件議案のうち、予算の専決処分に係る議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第14号の歳入及び歳出の総務費と諸支出金、並びに議案第51号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第2号の歳入を岩瀬財務部次長が説明をいたします。

そのほか、事件議案の第48号と50号、52号、条例議案の第53号から55号の、合わせて6議案につきましては、関係各課長が説明

いたしますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）財務部の岩瀬でございます。よろしく願いをいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号をお願いいたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ20億2890万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ643億4810万円としております。

また、第2条で債務負担行為の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、4ページをお願いします。

まず、第2表、債務負担行為補正でございますが、上段の表、自治体オンライン申請管理システム使用料として、令和5年度から同7年度まで、限度額267万3000円を追加しております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳出で説明をいたします。

次の第3表、地方債補正でございますが、中段の表、1、追加の災害廃棄物処理事業では、限度額を7280万円としております。

次に、下段の表、2、変更の公営住宅整備事業では、補正前の限度額1950万円に2230万円を追加し、補正後の限度額を4180万円、一番下の災害復旧事業では8億1410万円に1060万円を追加し、8億2470万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入、款22・市債で説明をいたします。

それでは、まず、歳入を説明します。

8ページをお願いいたします。

上段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税で1億4067万5000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

次の下段の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で8億8791万9000円を追加しております。

内訳としまして、説明欄の1つ目の、地方創生推進交付金500万円は、芦北町、氷川町と広域連携し、圏域内の自然を生かしたアウトドアツーリズムの振興に取り組む事業に要する経費を補助する国の交付金で、交付率は2分の1でございます。

次の2つ目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8億4191万5000円は、コロナ禍における原油価格や物価高騰等により、生活困窮者等の生活者支援や、影響を受ける事業者の負担軽減などに資するための取組としまして、農林業漁業所得減少対策、工芸作物燃油価格高騰対策、施設園芸燃油価格高騰対策、デジタルプレミアム商品券などの事業を補助する国の交付金でございます。

次に、説明欄の3つ目の地方創生支援事業費補助金1129万2000円は、本市が、本年5月20日に内閣府からSDGs未来都市に選定され、あわせて、提案事業がSDGsモデル事業に選定されたことから、普及啓発及びモデル事業に要する経費を補助する国の補助金で、補助率は、それぞれ10分の10、及び2分の1でございます。

4つ目、——失礼しました。間違えて申したようです。先ほどの補助率は、それぞれ10分の10、及び2分の1でございます。

4つ目の社会保障・税番号制度システム整備費補助金1421万2000円は、戸籍システムへのマイナンバー連携を行うためのシステム改修に要する経費を補助する国の補助金で、補

助率は10分の10でございます。

5つ目のデジタル田園都市国家構想推進交付金1550万円は、公共インフラデジタルマップ事業として、道路工事による通行止めなどの情報に、市民がいつでもどこでもアクセスできるシステム構築に要する経費の一部を補助する国の交付金で、交付率は2分の1でございます。

続いて、目2・民生費国庫補助金では4453万円を追加しております。このうち、節1・社会福祉費補助金の新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金3000万円は、生活困窮者自立支援金の申請期限が、本年3月31日から8月31日に延長されたことから、事業経費の増加分を補助する国の交付金で、交付率は10分の10でございます。次の節2・児童福祉費補助金の子ども・子育て支援整備交付金1453万円は、放課後児童クラブの改築を行うみずほ学童クラブに対して、対象事業経費の一部を補助する国の交付金で、交付率は3分の2でございます。

次に、目3・衛生費国庫補助金、節1・保健衛生費補助金で、災害等廃棄物処理事業費補助金7280万円を追加しております。これは、令和2年7月豪雨災害で被災した家屋の公費解体に要する経費の一部を補助する国の補助金で、補助率は2分の1でございます。

次に、目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金で、住宅建設費補助金6521万2000円を追加しております。これは、令和2年7月豪雨災害で、自立再建が難しい被災者に安心・安全な住まいの提供を行うための災害公営住宅のうち、合志野地区の建設に要する経費の一部を補助する国の補助金で、補助率は3分の1及び4分の3でございます。

9ページをお願いします。

上段の表から、款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管

理費補助金で4億5550万円を追加しております。

内訳としまして、説明欄の最初の新型コロナウイルス感染症対応総合交付金3億2550万円は、デジタルプレミアム商品券や観光復興キャンペーンなどを補助する県の交付金で、交付率はいずれも2分の1でございます。

次の豪雨被災者等支援交付金1億3000万円は、令和2年7月豪雨災害の被災者が行う市内の災害リスクの低い場所への移転や、プロテクト化などの安全対策に関する経費の一部について、1件当たり300万円を上限として補助する県の交付金で、交付率は3分の2でございます。

次に、目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金で、放課後児童クラブ整備費補助金363万2000円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました放課後児童クラブの改築に対して、対象事業経費の一部を補助する県の交付金で、交付率は6分の1でございます。

次の目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で1億7945万3000円を追加しております。

内訳としまして、説明欄、最初の、強い農業・担い手づくり総合支援交付金1億1244万5000円は、地域農業において中心的な役割を果たしている農業者団体、R4屋根型ハウス生産管理組合による、低コスト耐候性屋根型ハウス4棟の整備に要する経費の一部を補助する県の交付金、2行目、攻めの園芸生産対策事業補助金1611万9000円は、八代地域農業協同組合園芸部、宝出営農組合が実施する品質向上、生産性向上、コスト低減等に資する機械の導入に要する経費の一部を補助する県の補助金、3行目、園芸・特産事業者緊急支援事業費補助金5088万9000円は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた八代地域農業協

同組合園芸部ほか5つの生産者組織に対して、省エネや肥料、資材低減につながる新たな資材の導入に要する費用の一部を補助する県の補助金で、それぞれ交付率、補助率は10分の10でございます。

次に、目5・土木費県補助金、節3・河川費補助金で、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金900万円を追加しております。これは、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン内に居住する方の安全な地域への移転を促進するため、300万円を上限に3件分を追加する県の補助金で、補助率は対象経費の10分の10でございます。

次に、目7・教育費県補助金では2315万円を追加しております。このうち、節1・小学校費補助金の学校保健特別対策事業費補助金（小学校）1325万円、その下、節3・中学校費補助金の800万円、1つ飛ばして、節4・特別支援学校費補助金の180万円は、いずれも小・中・特別支援学校管理運営において、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、保健衛生用品の購入等に要する経費の一部を補助する県の補助金で、補助率は2分の1でございます。なお、先ほど飛ばしました節3・中学校費補助金のうち、県指定研究推進校補助金10万円は、県教育委員会から学校体育研究推進校として、令和4年度、令和5年度の2か年、鏡中学校が指定されたため、これらに係る費用の一部を定額補助する県の補助金でございます。

続いて、下段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目6、節1・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金で700万円を追加しております。これは、八代城築城400年を契機に、本市の日本遺産構成文化財を活用した観光誘客プロモーションとして、日本遺産周遊コンテンツ造成に係る経費の財源とするものでございます。

10ページをお願いします。

上段の表から、款19・繰入金、項1・基金繰入金、目・17、節1・八代市日本遺産活用推進基金繰入金で888万2000円を追加しております。これは、八代市日本遺産活用協議会が、国の文化資源活用事業費補助金及び文化芸術振興費補助金を活用して行う、めがね橋の構造調査・3次元計測や、多言語パンフレット作成などの文化財保護啓発事業に要する経費の一部の財源とするものでございます。

次に、中段の表、款21・諸収入、項4、目5、節8・雑入で2544万7000円を追加しております。このうち、説明欄1行目の自治総合センターコミュニティ助成金2110万円は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成金を活用して、麦島住民自治協議会、豊原下町第一町内会、井上町町内会、有佐区自主防災会が行う公民館建設や備品整備などに要する経費の一部を助成するものでございます。

次の説明欄2行目、熊本県PTA教育振興財団助成金10万円と、3行目の熊本県学校給食会助成金10万円は、先ほど県支出金で申しました鏡中学校における学校体育研究推進校の指定による費用の一部に対する、それぞれの団体からの助成でございます。

次の4行目、デジタル基盤改革支援補助金414万7000円は、地方公共団体情報システム機構のデジタル基盤改革支援補助金を活用した基幹システム運用事業に要する経費の一部を助成するものでございます。

次に、下段の表、款22、項1・市債、目6・土木債、節5・住宅債で、災害公営住宅整備事業2230万円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました合志野地区の災害公営住宅の建設工事に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の公営住宅建設事業債でございます。

次の目9・災害復旧債は8340万円を追加

しております。このうち、節4・その他公共・公用施設災害復旧債の復興推進事業1060万円は、坂本支所及びコミュニティセンターの再建について、整備予定の一部に民有地が含まれることから、その用地取得に要する経費に充てるもので、充当率100%の災害復旧事業債でございます。次の節5・歳入欠かん等債の災害廃棄物処理事業7280万円は、先ほどの国庫支出金で申しました令和2年7月豪雨の被災家屋の公費解体に要する経費の一部に充てるもので、充当率100%の災害対策債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き、歳出のうち、総務費を説明いたします。

11ページをお願いします。

まず、款2・総務費、項1・総務管理費で、目1・一般管理費の700万7000円は、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の付託事項となりますので、内容の説明は省略いたしました。次の、目5・企画費では2803万1000円を追加しております。このうち、説明欄1つ目のSDGs推進事業1228万2000円は、先ほど歳入の国庫補助金で申しましたとおり、本市がSDGs未来都市、さらに自治体SDGsモデル事業に選定されたことから、地方創生支援事業費補助金を活用した普及啓発分として、全体コンサルティング委託やロゴデザイン公募の取組などに1030万2000円、またモデル事業分として、食品利活用推進事業アプリ開発の委託に198万円とするものでございます。

次に、説明欄2つ目の復興推進事業は、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の付託事項となりますので、内容の説明は省略いたしました。3つ目の自治総合センターコミュニティ助成事業500万円は、先ほど歳入の諸収入で申しましたもののうち、麦島住民自治協議会が行

うアルミ製ステージ整備及び豊原下町第一町内会が行う地域コミュニティ無線放送設備導入の事業、それぞれに250万円を助成するものでございます。

次の目6・情報推進費では672万5000円を追加しております。これも、先ほど歳入の諸収入で申しましたもののうち、地方公共団体情報システム機構のデジタル基盤改革支援補助金を活用した基幹システム運用事業として、マイナンバーカードでオンライン手続を可能とする申請管理システムを導入する業務や、本市基幹システムから国が進める標準準拠システムへ移行する業務の委託料に645万7000円、また、申請管理システムの使用料を26万8000円としているところでございます。

なお、この使用料の後年度分につきまして、第2表、債務負担行為補正で申しましたように、令和7年度までの債務負担行為を設定しております。

12ページをお願いいたします。

上段の表になります。款2・総務費、項3、目1・戸籍住民基本台帳費では1421万2000円を追加しております。これは、先ほど国庫支出金で申しました戸籍システムへのマイナンバー連携を行うため、戸籍システム改修等の委託料として1375万円、関連機器の購入費として46万2000円としているところでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本敬晃君） 11ページ、歳出のSDGs推進事業のですね、モデル事業分の食品利活用推進事業アプリ開発とありますけども、これは具体的にどういったアプリになりますでしょうか。また、いつ頃完成する予定でしょう

か、お聞きしたいです。

○企画政策課長（政策審議担当兼務）（角田浩二君） 企画政策課、角田と申します。よろしくをお願いいたします。

委員御質問のアプリ開発につきましてなんですが、もったいない食品利活用推進事業で使用するアプリとなります。

今現在考えておりますのが、フードロス対策として、活用されない食品を有効活用するため、食品の生産者と市内飲食店、それと子供食堂などをつなぐためのマッチングアプリを、今考えているところでございます。

以上です。

○委員（山本敬晃君） それを、利用料とかもかからない、無料のやつですか。

○企画政策課長（政策審議担当兼務）（角田浩二君） すみません、質問のあれがなかったんですけども、今現在開発中でございまして、また、その御利用に関する使用料、そういうのに関しても、まだ検討しているところでございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で、歳入等及び歳出の第2款・総務費についてを終了します。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前10時29分 小会）

（午前10時30分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、第8款・消防費について、総務企画部から説明を願います。

○総務企画部次長（廣兼和久君） 総務企画部の廣兼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

令和4年度八代市一般会計補正予算のうち、歳出の消費税分について説明させていただきます。

補正予算書の15ページをお願いいたします。

下段の表でございます。款8・消費税、項1・消費税、目2・非常備消費税で110万円を追加し、補正後の金額を3億1023万1000円といたしております。これは、令和4年3月30日付にて、一般財団法人自治総合センターコミュニティ助成事業の補助金の交付決定があったことに伴いまして、自主防災会への補助に要する経費として計上しております。

その内容といたしましては、鏡町の有佐区自主防災会で炊き出し用かまど、ワンタッチテント、リヤカーなどの購入に係る助成金110万円でございます。

なお、特定財源のその他は全額自治総合センターコミュニティ助成金110万円となっております。

以上、説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第46号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第3号中、当委員会関係分について

は、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時32分 小会）

（午前10時33分 本会）

◎議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等について、財務部から説明を願います。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。よろしくお願いいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ4690万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ643億9500万円としております。

それでは、総務委員会付託分につきまして、歳入のみとなりますが、説明いたします。

8ページをお願いいたします。

上段の表から、款11、項1、目1、節1・地方交付税で253万4000円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、下段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務

管理費補助金で、地域づくり夢チャレンジ推進補助金760万円を追加しております。これには2つの事業がございまして、1つは、企業誘致対策事業として、本市に進出した民間企業と連携し、高齢者や中高生等や地場企業向けの各種デジタルトランスフォーメーション人材育成講座、また2つ目に、スポーツツーリズム推進事業として、本市スポーツコミッションが行います五家荘地域の自然を生かした山ガールサミット、これらの事業に必要な経費の一部を補助する県の補助金で、補助率はいずれも4分の3でございます。

次の目2・民生費県補助金、節2・児童福祉費補助金で、熊本県低所得のひとり親世帯への生活支援特別給付金補助金3405万5000円を追加しております。これは、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を最も受ける低所得のひとり親世帯への熊本県独自の支援策でございまして、国の子育て世帯生活支援特別給付金、ひとり親世帯の支給世帯を対象世帯とする1400世帯に生活支援特別給付金を給付する経費を補助する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

最後に、目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金で、葉たばこ作付転換円滑化緊急対策事業補助金271万1000円を追加しております。これは、葉たばこからサトイモやジャガイモ、キャベツなど、需要のある高収益作物への円滑な転換に取り組む農業者に対して、農業用機械のリース代の一部を補助する県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第59号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第4号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号・専決処分の報告及びその承認について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第14号（関係分））

○委員長（古嶋津義君） 次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続きよろしく願いいたします。失礼して、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第47号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

2ページをお願いいたします。

専決第2号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第14号で、内容は、3月定例会後に、ふるさと納税寄附金、地方交付税の増額、決算見込みによる基金積立てなど、予算の調整を図る必要から、令和4年3月31日に専決処分を行ったものでございます。

それでは、5ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ12億1870万円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ797億9325万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては、7ページをお願いいたします。

まず、第2表、繰越明許費補正でございますが、本年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定を行っております。

上段の表になりますが、款2・総務費、項3・戸籍住民基本台帳費の番号制度導入事業435万6000円は、新型コロナウイルス感染症の影響により、複雑なシステム改修に遅れが生じたため、受託事業者と再調整をしたものの、年度内完了が困難となったため、繰り越すものでございます。

次の款6、項1・商工費の五家荘観光施設管理運営事業1445万4000円につきましても、平家の里・伊藤家の屋根改修工事関係者の新型コロナウイルス感染等による工事中断などにより、年度内完了が困難となったため、繰り越すものでございます。

次に、下段の表、第3表、地方債補正でございますが、上から、土地改良事業では、補正前の限度額の1億9160万円から900万円を減額し、補正後の限度額を1億8260万円、次の河川海岸整備事業では5220万円に900万円を追加し、6120万円としておりますが、これは、県営土地改良事業負担金事業のうち、一部事業において、起債の目的を河川海岸整備事業に変更することになったことによるものでございます。

続いて、3つ目の公園整備事業では、補正前の限度額3640万円に590万円を追加し、補正後の限度額を4230万円、次の公営住宅整備事業では1億2270万円から100万円

を減額し、1億2170万円、最後の社会教育施設解体事業では2億2160万円に450万円を追加し、2億2610万円としております。詳しい内容につきましては、後ほど、歳入、款22・市債で説明をいたします。

それでは、歳入を説明いたします。

11ページをお願いいたします。

上段の表から、款1・市税、項1・市民税、目1・個人、節1・現年課税分で5200万円、また、次の目2・法人、節1・現年課税分で1億8900万円を追加しております。いずれも、決算見込みによるものですが、特に法人市民税におきましては、製造業や建設業などの法人において、企業収益の回復が見られたことによる影響によるものでございます。

次に、中段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税で9億5310万円を追加しております。今回の補正予算の一般財源でございます。

次に、下段の表、款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目4・土木費国庫補助金、節3・住宅費補助金で450万円を減額しております。これは、社会教育施設解体事業の財源の一部である国庫支出金の減額により、減額分を市債と組み替えるものでございます。

12ページをお願いいたします。

上段の表、款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で110万円を追加しております。これは、熊本地震復興基金交付金の増額に伴い、基金積立ての財源とするものでございます。

次に、中段の表、款18、項1・寄附金、目1・総務費寄附金、節1・総務管理費寄附金で1760万円を追加しております。これは、本市へのふるさと納税であるふるさと元気づくり応援寄附金の増額分でございます。

次の目6、節1・災害復旧費寄附金で100万円を追加しております。これは、災害寄附金

を新たに受け入れたことから、災害公営住宅整備事業の財源の一部について、市債と組み替えて充てるものでございます。

次に、下段の表、款22、項1・市債、目6・土木債では490万円を追加しておりますが、このうち、節4・都市計画債の590万円は、都市公園安全・安心対策緊急支援事業の起債対象額の増加によるもの、その下の節5・住宅債のマイナス100万円は、先ほどの寄附金で申しました災害公営住宅整備事業の財源の一部に、豪雨災害寄附金を充てることにより、市債を減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

目8・教育債、節5・社会教育債は450万円を追加しております。これは、国庫支出金のところで申しました災害公営住宅整備事業の財源の一部である国庫支出金の減額分を手当てするものでございます。

続いて、14ページをお願いいたします。

歳出でございます。上段の表、款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では1100万円を減額しております。これは、ふるさと納税の返礼品ほか、ふるさと納税事業に係る事務的経費などに係る不用額分について、ふるさと元気づくり応援基金へ積み立てるために減額するものでございます。

次に、1つ飛ばしまして、下段の表になります。款12・諸支出金、項1・基金費、目3・市有施設整備基金費は119万8000円を追加しております。これは、令和2年度から令和3年度に繰り越した民俗伝統芸能伝承館整備事業の財源の一部として、市有施設整備基金を取り崩しておりましたが、事業費の一部に不用額が見込まれるため、不用見込み分を積み戻すものでございます。

次に、目4・減債基金費は12億円を追加しております。これは、令和3年度の実質収支が黒字となる見込みであることから、今後の公債

費の財源とするため積み立てるものでございます。

15ページをお願いいたします。

目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費では2860万円を追加しております。これは、今回も見込みを上回る本市へのふるさと納税をいただきましたので、先ほど歳入で申しました寄附金の増額分1760万円と、歳出で申しました総務費の減額分1100万円を合わせて基金に積み立てるものでございます。

最後に、目7・平成28年熊本地震復興基金費110万円は、熊本地震復興基金交付金事務費分の増額に伴い、基金に積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。御承認のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本敬晃君） すみません、社会教育施設解体事業のところで、国庫支出金が見込額より減額ってなったのは、どういった理由になりますか。

○財政課長（續 良彦君） おはようございます。財政課の續でございます。

ただいま御質問のございました社会教育施設解体事業の国庫支出金でございますが、これにつきましては、予定していた額よりも、実際に内示があった額が減額されてきたということでございます。その分を起債のほうに振り替えているということでございます。

以上でございます。

○委員（山本敬晃君） 最初の見込額というのは、どういった形で算出されているんですかね。

それから減額をされたというのは、ちょっとよく分からないんですけど。

○財政課長（續 良彦君） 見込みの段階で

は、概算で申請をいたしますので、最終的に交付の額というのは、それを精査された上で決定されますので、そこで事業費のほう辺りの中身を見て、補助対象とか、その辺りを見た上で額が決定されるということで、額が少なく来たということでございます。

○委員（山本敬晃君） 最初見込額というのは、市から要望という形じゃなくて、こっちが勝手に見込んでおいて、あちらが最終的に精査されて出された額という形になるんですか。

○財政課長（續 良彦君） あくまでも、実際に申請するときには、これは補助対象になるだろうということで申請をいたしますが、その中で、精査される中で、これは厳密に見れば、対象から外れるとか、そういった精査が行われますので、補助金につきましては、そういうケースは多々ございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。
ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 11ページの歳入の部分で、現年課税分ですね、一番上の表で、市税で個人が5200万円、法人が1億8900万円ということで、昨年と比べれば、何ですか、増額分というのは、勢いを感じますか。

○市民税課長（山内真奈美君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民税課の山内でございます。よろしくお願いたします。

税の歳入の補正ということですが、まず、個人市民税のほうなんですが、こちらのほうは、やはり令和3年度予算を組むときに、コロナの影響があるだろうということで、やはり厳しめに見ておりました。ですが、景気のほうが徐々に回復してきておまして、給与所得の増加というものが、やはり見られております。背景には、低所得者であったり、また失業された方、こういった方々への給付金などの支給があったかと思われま。

また給与のほうを負担する側ですね、供給する側としての企業への信用保証なども行われておりましたので、こういったものが影響しているかと思っております。

また近年ですけれども、これは近年の動向ということですが、60歳から65歳程度の再就職、また定年延長などもありまして、こういった年代の方々が、やはりちゃんときちんと働くということで、税のほうも、もちろん納税義務者のほうも増えております。そういった傾向で、今回見込んだよりも増額に転じたということが、まず、個人市民税のほうは見られております。

また法人市民税のほうなんですけれども、やはり同じように、コロナの影響があるだろうということで、当初予算を編成する際は、やはり厳しく見込んでいたところでございます。

影響というものは、長期化はしておりますが、企業実績というものは回復傾向にありまして、堅調に推移をしております。

八代市の場合は、基幹を占めております、次長のほうの説明にもありましたが、製造業、建設業、また卸売業、こちらのほうの業種のほうを中心に、収益のほうは回復傾向でございます。

また、熊本独自ですね、地震であったりとか、豪雨災害、こういったもので建設業であったり、建築の関連事業というものは、堅調に維持をしていると考えております。

また、先ほども申しましたが、背景のほうには政府の各種施策などもございますので、こういったものを背景に、堅調に維持、また回復傾向にあると思われま。

以上です。

○委員（高山正夫君） ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第47号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第14号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第51号・専決処分の報告及びその承認について（令和4年度八代市一般会計補正予算・第2号（関係分））

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第51号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。失礼しまして、着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案書31ページをお願いいたします。

議案第51号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

32ページをお願いします。

専決第6号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第2号で、内容は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国の緊急支援策である住民税非課税世帯等への臨時特別給付金給付事業の対象に、令和4年度の住民税非課税世帯が追加されたことに伴う支給経費、及び低所得のひとり親の子育て世帯への特別給

付金の支給経費等について、5月20日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、35ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ8億8430万円を追加し、補正後の総額を、歳入歳出それぞれ623億1920万円としております。

それでは、総務委員会付託分について、歳入のみとなりますが、説明をいたします。

40ページをお願いいたします。

上段の表になります。款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目2・衛生費国庫負担金、節1・保健衛生費負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金1億2018万9000円を追加しております。これは、新型コロナウイルスワクチンの4回目の追加接種といたしまして、60歳以上の者や、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する者などの対象者へのワクチン接種に必要な経費に対する負担金でございます。

次に、下段の表ですが、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金227万4000円を追加しております。これは、新型コロナウイルスワクチンの4回目の追加接種におきまして、65歳以上の高齢者を対象としたワクチン接種時のタクシー利用助成に要する経費に対する交付金でございます。

次に、目2・民生費国庫補助金は6億9316万8000円を追加しております。このうち、節1・社会福祉費補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金5億456万4000円は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、国の支援策の一つである住民税非課税世帯等の支給対象世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給する臨時特別給付金で、昨年度受給済みの世帯等を除き、令和4年

6月1日現在で対象となる世帯への支給に要する経費に係る国の補助金で、交付率は10分の10でございます。次の節2・児童福祉費補助金で、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金1億8860万4000円は、対象となる低所得の子育て世帯に、子供1人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費に係る補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

次に、一番下の、目3・衛生費国庫補助金、節1・保健衛生費補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金6639万6000円を追加しております。これは、上段の表の国庫負担金と同様に、新型コロナウイルスワクチンの4回目の追加接種に必要な経費に対する補助金でございます。補助率は10分の10でございます。

41ページをお願いします。

款16・県支出金、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応総合交付金227万3000円を追加しております。これは、先ほどの総務費国庫補助金と同様に、ワクチン接種時のタクシー利用助成に要する経費に対する交付金で、交付率は2分の1でございます。

以上で説明を終わります。御承認のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本敬晃君） 住民税非課税世帯のことなんですけども、住民税非課税世帯というのは、本市のですね、この世帯ちゅうのは、例年増えているんですか、毎年、そこら辺をちょっとお聞きできればと思います。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 申し訳ありません、具体的な数字を、現在把握しておりませんので、具体的なお答えができないところではあ

りますが、昨年度非課税世帯であった世帯が、今年度は課税世帯になったり、昨年度課税世帯であったところが、4年度になって非課税世帯になったりと、そういった動きがございますので、この予算につきましては、新たに、その4年度で非課税世帯となったもの等について、予算化しているといったところがございます。

○委員（山本敬晃君） それは、低所得の子育て世帯のほうも同様ということですかね。その増減とか分かれば、教えていただきたいんですけどですね。

○財政部次長（岩瀬隆敏君） 子供の分につきましても、具体的な数字、現在持ち合わせておりませんので、申し訳ありません。

子供の分についても、先ほどの世帯の状況と、ほぼ似たようなところでございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第51号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第2号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時08分 小会）

（午前11時09分 本会）

○議案第48号・専決処分の報告及びその承認について（八代市市税条例等の一部を改正する

条例)

○委員長(古嶋津義君) 本会に戻します。

次に、議案第48号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○市民税課長(山内真奈美君) 皆様、改めまして、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)市民税課の山内でございます。すみません、座りましての説明をお許しくください。

○委員長(古嶋津義君) どうぞ。

○市民税課長(山内真奈美君) ありがとうございます。

それでは、議案書の17ページをお願いいたします。

議案第48号・専決処分の報告及びその承認についてでございます。

初めに、提案理由です。専決処分した事件については、地方自治法第179条第3項の規定により、議会に報告し、その承認を求める必要があることから提案をするものでございます。

18ページをお願いいたします。

専決第3号・専決処分書でございます。内容は、八代市市税条例等の一部を改正する条例でございます。

改正する条例の内容は、19ページから24ページまでとなっておりますが、改正の主なものにつきましては、さきに配付させていただいております、右上に令和4年6月22日、総務委員会、議案第48号資料、市民税課、資産税課と書いてあります資料で説明させていただきます。

それでは、資料より、1、改正の趣旨です。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が改正となりましたことに伴いまして、本市の関係する条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

なお、専決の理由といたしまして、この地方

税法の一部を改正する法律は、令和4年3月31日に公布されましたが、改正の中に、令和4年4月1日施行となる内容が含まれておりましたため、八代市市税条例におきましても、必要な改正を行うこととして、3月31日付で専決処分を行ったものでございます。

市民税に関する改正内容につきましては、私のほうから説明を行い、資産税に関するものは、機理事兼資産税課長より説明させていただきます。

それでは、市民税の改正の主なものにつきまして説明させていただきます。今回の主な改正は、個人住民税関係2点となっております。

初めに、1つ目の上場株式等の配当所得等に係る課税方式の変更で、令和6年1月1日施行となります。上場株式等の特定配当等と、特定株式等譲渡所得金額に係る所得につきましては、これまで所得税と個人市民税において、異なる課税方式の選択が可能となっております。

所得税については、申告不要、総合課税、申告分離課税、この3つの課税方式が選択できる一方で、個人市民税においても、これら3つの方法から1つを選択できるとされておりました。そのため、所得税では総合課税を選択し、個人住民税では申告不要制度を選択するといったケースも多く見られておりました。

しかし、金融所得の課税につきましては、これまでも、所得税と個人市民税は一体となって設計が行われてきたという経緯もございまして、令和4年度の税制改正で見直しが行われ、同一の課税方式とすることとされたことから、本市の条例においても、個人市民税の課税方式を所得税の確定申告に一致させるという内容の改正を行うものとなります。

次に、2つ目、住宅借入金等特別税額控除の期間延長及び見直しで、令和5年1月1日施行となります。

内容は、住宅ローン控除の適用期限を4年間延長し、住宅の取得等をして、令和4年から令和7年までの間に、居住の用に供したものについて、所得税額から控除し切れなかった額を所得税の課税所得金額の5%、最高で9万7500円を限度として、個人住民税から控除するという改正を行うものとなります。

今回の適用期限の延長は、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅需要の停滞を懸念し、引き続き、内需の柱として住宅投資を幅広く喚起することを目的として、適用期限を4年間延長し、令和7年までの入居者を対象とするものです。

また所得税の住宅ローン控除を受けた場合、所得税から控除し切れなかった額を、個人市民税から控除することが可能となっておりますが、これまでは所得税の課税所得金額の7%まで、最高で13万6500円を限度として、個人市民税から控除することができましたが、令和4年から令和7年までの間に住宅を取得され、居住された方につきましては、所得税の課税所得金額の5%まで、最高で9万7500円が限度となります。これは、令和元年に消費税が8%から10%に引き上げられた際に、住宅を購入などされた方への激変緩和のため、控除額に、税の控除において2%かさ上げをしていた特例を終了するという形になります。

以上が市民税に関する改正でございます。

○理事兼資産税課長（機智三郎君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）資産税課の機でございます。よろしくお願いたします。

それでは、引き続き、資産税課所管分の改正内容につきまして、座りまして、説明させていただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○理事兼資産税課長（機智三郎君） 固定資産税に関する主な改正は、資料の③土地に係る固

定資産税の負担調整措置についてでございます。

施行日は令和4年4月1日でございます。

これは、新型コロナウイルス感染症などによる影響からの景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、通常評価額の5%のところを2.5%とするものでございます。

下に、令和4年度における特別な措置による税額の動きのイメージ図を載せております。

住宅用地を除く商業地等について、地価上昇により税額が増加する場合、現行では、点線で示す最大の上昇幅は5%となりますが、これを令和4年度に限り、現行の半分である2.5%の上昇に抑えるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（高山正夫君） 個人住民税関係なんですけど、住宅借入金等の特別税控除というのがありますけど、これは、もともとは10年だったですか。10年が14年になるちゅうことですか。

○市民税課長（山内真奈美君） 委員おっしゃったようにですね、最初のほうの制度設計では10年でございます。やはりコロナ関係もございまして、延長がずっと繰り返されておまして、今回また、再度の3年延長ということで、13年という形になります。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（田方芳信君） これは、早い話が、現行5%、土地に係る固定資産税ですけど、現行5%ですけど、これ、課税標準額の2.5%に

下がったちゅうことでよろしいんですかね。ちよつと確認。

○理事兼資産税課長（機智三郎君） 固定資産税のほうで、評価替えて、通常上がる場合、最高5%以上上がるとれば、最高の上げ幅5%までにして、それで、次の3年間、3年間かけてある程度のレベルまで持っていこうというところなんですけれど、それを一気に5%まで上げると高くなるもんですから、その半分の2.5%まで上げて、今年度に限りですね、来年度まだ、評価額がまだ追いついておらん場合は、そこまで今度は、このままいけば5%上げるといような形になります。

ちなみに、土地の負担調整措置、この措置につきましては、昨年度でもですね、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地につきましては、令和2年度の税額に据え置くような特別な措置が講じられております。

それに対しまして、今年度は半分だけ上げるというようなどころになっているところがございます。

○委員（田方芳信君） ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 今の固定資産税ですけども、住宅用地については4%だったですかね。4%だったですか、住宅用地、現在。

○理事兼資産税課長（機智三郎君） 住宅用地につきましては、5%の上昇幅、通常の土地につきましては5%なんですけど、今回は、商業地と住宅用地等を除く土地については、半分に抑えるというような特例になっております。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第48号・八代市市税条例等の一部を改正する条例に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため小会いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午前11時21分 小会）

（午前11時22分 本会）

◎議案第52号・熊本市町村総合事務組合規約の一部変更について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第52号・熊本市町村総合事務組合規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長（山本浩司君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財産経営課の山本でございます。着座しまして、説明させていただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○財産経営課長（山本浩司君） ありがとうございます。

タブレットのほうは、議案書の47ページを御覧願います。

こちらですね、本市も構成団体となっております熊本市町村総合事務組合につきまして、他の構成団体の一つであります小国町外ヶ町公立病院組合の名称が、令和4年4月1日か

ら、小国郷公立病院組合に改められましたことに伴い、組合規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により、構成団体の同文議決を求めるものでございます。

説明は以上となります。御審議よろしくお願いいいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第52号・熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時23分 小会）

（午前11時24分 本会）

◎議案第50号・専決処分の報告及びその承認について（財産の無償譲渡について）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第50号・財産の無償譲渡に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○危機管理課長（松本康祐君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）危機管理課の松本でございます。よろしくお願いいいたします。恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

議案第50号・専決処分の報告及びその承認

について御説明いたします。議案書は29ページからになります。

30ページの専決第5号を御覧ください。

まず、譲渡する財産は、地区放送設備（音声受信装置400メガヘルツ帯無線機）及びブラウン管アンテナであります。

また、財産の設置場所は、二見校区及び宮地校区の計6か所の自治公民館であり、譲渡の相手方は、その地区の町内会の代表者となります。

次に、無線設備の無償譲渡に至るまでの経緯について御説明いたします。

令和3年4月の本市防災行政情報通信システムの運用開始に伴いまして、昨年12月定例会において、八代市防災無線設置及び管理に関する条例を廃止いたしました。これにより、各自治公民館等に設置していた従来の防災無線設備を撤去することになりました。

しかし、二見校区の全17か所のうち4か所、東町の全5か所のうち2か所の計6か所から、継続して無線設備を活用したいので、機器を譲渡してほしいとの要望がありました。

そこで、設置後10年以上と、機器が耐用年数を超過していることも踏まえ、両校区において、昨年度計4回ずつ協議を重ねた後、要望があった6か所の無線設備を無償譲渡することにいたしました。

続きまして、専決の理由でございます。

無線設備を継続して使用するためには、総務省管轄の九州総合通信局に、無線局免許の承継手続を行わなければなりません。この申請手続から使用許可が下りるまで1か月程度の期間がかかることが分かりました。

しかし、無線局の使用期間が、今年5月31日までであったため、使用免許の承継を6月1日から行うためには、4月中に申請しなければ間に合わないことに加えまして、申請手続の書類には、申請書と併せて、事業の譲渡に関する

文書、いわゆるこの専決処分書が必要でありました。

以上のことが、今回専決処分に至った理由であります。

説明は以上になります。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第50号・財産の無償譲渡に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

◎議案第53号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第53号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○危機管理課長（松本康祐君） 危機管理課の松本でございます。引き続きよろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（古嶋津義君） どうぞ。

○危機管理課長（松本康祐君） 議案第53号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

議案書は49ページからになりますが、説明につきましては、右肩に危機管理課と書いてあります議案第53号関係資料に基づいて行いますので、よろしくをお願いします。

まず、1の改正理由でございます。

昨年4月に消防庁が、報酬額の引上げなど、消防団員に対する処遇改善を行うことで、団員の確保と地域防災力の充実・強化を図ることを目的として、消防団員の報酬額の基準を見直しました。これに基づき、本市においても関連部分の見直しを図り、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の改正内容でございます。

今回主に改正いたします条例第6条第2項は、団員の出勤報酬の費用弁償の額について定めております。

これまで、水火災、訓練、警戒、会議等について、出勤時間に関係なく、1回一律1800円としていたところを、資料下段の別表にあるとおり、水火災に係る出勤については、上限8000円として、出勤時間に応じて報酬額を分けるものです。

なお、出初め式、訓練等、その他の職務に係る出勤については、これまで同様、一律1800円で変わりはありません。

続きまして、3の施行日でございます。

公布の日からの施行といたしますが、適用日については、令和4年4月1日といたしております。

また、議案書50ページの上段から中段にありますとおり、第6条第1項、第3項、第7条、第10条の文言の一部についても、併せて改正いたしております。

説明は以上になります。御審議のほど、どうぞよろしくをお願いします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本敬晃君） 団員報酬が個人口座に振込みになったと思うんですけども、こちらの出勤報酬も、そういう形になるのでしょうか。

あともう1点ですけど、この時間の管理というのは、どういった形で行われる予定でしょうか。

○危機管理課長（松本康祐君） 1つ目は、個人報酬のやり方ということになりますか。

○委員（山本敬晃君） この出勤報酬を、どういう形で支払いをされるのか、個人の口座に振り込む形なのか、それとも、何かその団に…

…。

○危機管理課長（松本康祐君） 今の議員御指摘のとおりですね、これまでは、団とか、分団長の口座であるとかですね、団が管理している口座のほうに振り込ませていただいていたんですけども、今後はですね、個人の口座を、全てこちらのほうで確認をいたしまして、そこに個人に対して報酬をするという形を取らせていただきます。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。

○委員（山本敬晃君） あと2点、あります。

○危機管理課長（松本康祐君） すみません、時間の管理につきましてはですね、これは、各それぞれの、例えば、水火災があった場合に、そこに出動をされます。そこで、個人について、どれだけの時間を出たかというのを、各それぞれの班長、分団長が確認をして、それで時間を管理されたのを、ちょっと簡易なシステムなんですけど、L o G o フォームというのがありまして、そこに入力をしていただきます。それを、こちらのほうで全てを集約して、こちらで把握するという形を取らせていただきたいと思います。

○委員（山本敬晃君） 例えば、遅れて来られたりとかした場とかの管理の手間って結構あるかなと思うんですけど、そこも自己申告というのか、そういう形で、班長とかに報告をして、班

長が、まとめて報告されるということによろしいですか。

○危機管理課長（松本康祐君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（古嶋津義君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） この金額というのは、これは全国一律ですか。

○危機管理課長（松本康祐君） 消防庁長官通知では、災害に関する出勤については、1日当たり8000円を基準とするという通知が来ておりますので、ほぼほぼ8000円になっていると思うんですが、その通知に基づいて、各市町村が決めているという形になります。

なので、8000円を基準とするとしか明記がありませんので、その間の時間が何時間まで幾らというのは、各それぞれの市町村で決めているというような形になっています。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第53号・八代市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。

（午前11時36分 小会）

(午前11時37分 本会)

◎議案第54号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

○委員長(古嶋津義君) 本会に戻します。

次に、議案第54号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○理事兼資産税課長(機智三郎君) 改めまして、こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり) 資産税課、機でございます。よろしく願います。それでは、失礼ながら、着座にて説明させていただきます。

議案書の51ページをお願いします。

議案第54号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、租税特別措置法及び同法施行令の一部改正に伴う引用条項の整理を行うに当たり、条例の改正が必要であるためでございます。

この条例につきましては、新過疎法の施行に伴い、昨年9月定例会に提案し、御承認の上、制定したものでございます。

内容は、本市の過疎地域において、製造業や旅館業などの特定の業種で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得した一定の要件を満たす固定資産について、3年間固定資産税の課税を免除するものでございます。

52ページが改正内容でございますが、詳細は、お配りしております資料の議案第54号資料(資産税課)にて説明させていただきます。

改正の趣旨は、先ほどの提案理由と同様の内容でございます。

今回の主な改正の概要ですが、下の表を御覧ください。改正する条は、本則第2条で、課税免除の対象範囲を示す条文中でございます。右の旧が改正前で、中央の新が改正後となっております。

り、アンダーライン部分が修正箇所でございます。

上から、青色申告の個人に関する条文中の租税特別措置法第12条第3項を第4項に、中段が、青色申告の法人に関する条文中の同法第45条第2項を第3項に、下段が、中小規模の法人に関する条文中の租税特別措置法施行令第28条の9第10項を第10項第1号に、それぞれ法律等の改正に伴う条項のずれなどを修正、追加したもので、内容的には何ら変更はございません。

なお、施行日は公布の日からとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(古嶋津義君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、これより採決いたします。

議案第54号・八代市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため小会いたします。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

(午前11時41分 小会)

(午前11時45分 本会)

◎議案第55号・八代市部落差別等撤廃・人権

擁護に関する条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第55号・八代市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人権政策課長（人権啓発センター所長兼務）（坂井健治君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市民環境部、人権政策課の坂井でございます。本日はよろしくお願ひいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

議案書の53ページをお願いいたします。

議案第55号・八代市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正について、部落差別の解消の推進に関する法律の目的を踏まえた所要の規定の整備を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

まず、今回の改正に伴う国、県等の動向を御説明いたします。

国では、部落差別の解消に向けた取組を、国及び地方公共団体の責務とし、部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法を平成28年に施行いたしました。

また県においては、このような国の動きに合わせ、熊本県部落差別事象の発生防止及び調査の規制に関する条例を全部改正の上、熊本県部落差別の解消の推進に関する条例として、令和2年6月に制定、施行しております。

本市においても、これら法令の施行を契機に、あらゆる差別問題の早期解決を図り、全ての人権が尊重され、かつ誰もが安心して暮らせるまちづくりの実現に向け、関係条例の一部を改正することとしたものです。

なお、県内の市町村においても、本年5月末日現在で、菊池市をはじめ16市町が、同様の改正や新たな条例の制定を行っており、隣の氷川町においても、先日の6月定例会で条例改正の提案がなされ、原案可決されたと同っております。

続きまして、今回の改正内容について御説明いたします。

議案書の54ページ、及び配付資料の新旧対照表を御覧ください。

新旧対照表の右側が現行の条例、左側が今回の改正案となっております。

初めに、条例の目的を明確に表すため、名称を、八代市部落差別をはじめあらゆる差別の解消及び人権擁護に関する条例に変更いたします。

また国、県の規定にあつて、現行の市の条例にはない相談体制の充実に関する規定を第6条に新設をいたします。

なお、相談体制の充実については、既に本市で整備しております現状の相談体制の充実を図るものであり、新たな相談体制の整備は行わず、人権相談体制の周知、人権相談員等のスキルの向上、国及び県、並びに警察などの関係機関との連携強化を想定しております。

その他、差別の解消を目的とした幾つかの法律との整合性を図るため、第1条中に、部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）、その他差別の解消を目的とした法令の趣旨を追加し、全条文内の撤廃を解消に変更いたします。

また、漢字表記及び略式規定並びに条文の繰下げなどの字句の整理を行っております。

以上、簡単ではございますが、条例の一部改正についての説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） それでは、ないようでありますので、以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第55号・八代市部落差別等撤廃・人権擁護に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は退席願います。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（執行部 退席）

◎令和3年陳情第3号・地方たばこ税を活用した分煙環境整備について

○委員長（古嶋津義君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

まず、郵送等にて届いております要望書については、タブレット端末にて御確認願います。

次に、今回当委員会に付託となっておりますのは、継続審査の陳情1件です。

それでは、継続審査となっております令和3年陳情第3号・地方たばこ税を活用した分煙環境整備についてを議題といたします。

要旨は、文書表のとおりです。

本陳情について、御意見等はありませんか。

○委員（村川清則君） 3月定例会でも、特段反対する意見等は出されなかったようですし、JTさんとか、またたばこ農家の思いもあると思います。

この下の記の、地方たばこ税の一部を活用したというのが、若干微妙にはなるんですけども、これはこれとして、私は採択してしかるべきかと思っております。

○委員長（古嶋津義君） ただいま採択をしたらという御意見が出ましたが、ほかに御意見はありませんか。

○委員（山本敬晃君） この陳情の件なんですけども、私も分煙の環境ちゅうのは整備すべき

だと思っているんですけども、このたばこ税だけじゃなくて、いろんな公的ですね、支援で、やっぱりこう、喫煙している方が、禁煙をしたいという方も結構いらっしゃるの、そっちの支援のほうもですね、私はしていくべきかなと思ってですね、これには、そういったところは無いのですね、ちょっと私はどうかなと、そこら辺は思っています。

○委員長（古嶋津義君） この陳情については、あくまでも分煙の環境整備ということを書いてありますので、山本委員が言われた、そういうところまでは、願意としてはごさいません。

ほかに御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） それでは、今ですね、採決をしたいということですが、採択ということですね、山本君のほうは、それ、ちょっと異論がありますが、この中ですね、継続はないので、継続ということでしょうね、山本君の意見は。

○委員（山本敬晃君） そうですね、ちょっと、私としてはちょっと、そうですね、そういう形になるかなと思います。

○委員長（古嶋津義君） それでは、整理をいたします。

ただいま継続審査を求める意見と、採決を求める意見がありましたので、まず、継続審査についてお諮りをしたいと思います。

採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、継続審査とする、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手少数と認め、本件は継続審査しないことに決しました。

それでは、採決いたします。

採決は、先ほどと同じく挙手により行います

が、挙手しない者は反対とみなします。

本陳情については、採択と決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手多数と認め、本件は採択することに決しました。

ただいま採択と決しました本陳情については、これを市長に送付の上、その処理の経過並びに結果について報告を求めることにいたしたいが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、本陳情は、意見書の送付も求めるものであります。ついては、本件を審査した立場上、私どもで発議する必要があると思っておりますので、本賛同されるメンバーで発議することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) それでは、そのようにいたします。

意見書の案文につきましては、事務局と調整することとし、後日発議の手続を取らせていただきます。

なお、趣旨弁明はどなたに願いますでしょうか。

(「委員長をお願いします」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) それでは、そのようにいたします。

以上で付託された案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

(午前11時58分 小会)

(午前11時59分 本会)

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長(古嶋津義君) 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申出がっておりますので、これを許します。

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査

(八代市公共施設等総合管理計画の一部改定及び八代市公共施設個別施設計画の策定について)

○委員長(古嶋津義君) それでは、まず、八代市公共施設等総合管理計画の一部改定及び八代市公共施設個別施設計画の策定について説明を願います。

○財産経営課長(山本浩司君) 財産経営課の山本でございます。

八代市公共施設等総合管理計画の一部改定及び八代市公共施設個別施設計画の策定について説明させていただきます。着座しまして、説明させていただきます。

説明はですね、主に概要、八代市公共施設等総合管理計画の一部改定及び八代市公共施設個別施設計画の策定についてと、表題を掲げております資料によりまして、進めさせていただきますが、まず、八代市公共施設等総合管理計画につきまして、簡単に御説明いたします。

ここから先は短縮して、総合管理計画と言わせていただきますが、この総合管理計画は長期

的な視点を持って、公共施設等のマネジメントを推進し、財政負担を軽減、平準化するため、計画期間を2017年度、平成29年度から2056年度までの40年間として、平成29年3月に策定した計画でありまして、その期間におきまして、公共施設の適正配置等、施設総量の縮減、公共施設の計画的な予防保全等の実施による長寿命化、公共施設等の効率的な管理運営に係る取組を実施することにより、公共施設の更新及び維持管理に係る費用を40%圧縮することを目標としております。

この総合管理計画につきまして、すみません、説明資料を御覧願います。

説明資料の1、趣旨の1つ目、1番目の後半のほうになりますけれども、記載しておりますように、総務省から全国の自治体に対しまして、総合管理計画策定後に取りまとめた長寿命化対策等を踏まえた改定を、令和3年度中に行うよう要請されておまして、これを受けまして、今回の一部改定を行ったものでございます。

そして、趣旨の2番目に記載しておりますように、この一部改定に合わせて、ただいま申し上げました長寿命化対策等について定める八代市公共施設個別施設計画、すみません、ここから先は短縮して、個別施設計画と言わせていただきますが、これの策定を行っております。

そして、趣旨の3番目に記載しておりますように、これら総合管理計画の一部改定及び個別施設計画の策定について、令和4年3月に政策会議で決定したところでございます。

続きまして、これら2つの計画の内容について御説明します。

説明資料の2、対象施設に、それぞれの計画で対象としております施設数を記載しております。こちらに総合管理計画で240施設、個別施設計画で178施設と記載しております。

総合管理計画の対象施設のうち、学校教育系

施設46施設と、子育て支援施設16施設につきましては、それぞれで長寿命化対策等含めた検討が行われておりますので、個別施設計画のほうでは、それらの施設を除く178施設を対象施設としております。

次に、3、計画期間を御覧願います。

総合管理計画につきましては、先ほど申し上げました平成29年3月に策定しました際の計画期間であります2017年度、平成29年度から2056年度までの40年間に変わりないところです。

次の個別施設計画の計画期間につきましては、総合管理計画の中で、40年間の計画期間を大きく4期に分けて進捗を図ることとしておりまして、その1期目に相当する期間として、2022年度から2029年度までの8年間を、個別施設計画のほうでの計画期間としたところでございます。

次に、4、各計画の主な内容を御覧願います。

まず、左側の囲みの総合管理計画の主な改定内容について御説明します。

今回の改定ですが、先ほど申し上げましたように、総合管理計画策定後に取りまとめた長寿命化対策等を踏まえたものでありまして、公共施設等のうち、インフラ施設を除く建物施設の更新を対象としております。

また、これに加えまして、総務省からの要請の中で、必須事項として記載の追加を求められている事項がありますので、その追加も行っているところでございます。

①から⑤までで、改定箇所をお示ししております。順に御説明します。

まず、①人口及び財政の状況を時点修正と記載しております。全体版の計画では、5ページから12ページにかけて、人口、世帯数の推移、将来人口推計、それから歳入歳出の実績や、市財政計画での見込み等を記載しておりま

すが、こうした部分の記述について、策定時から5年経過しておりますので、時点修正を行い、直近の数値に改めております。

次に、②長寿命化対策等を踏まえた見直しと記載しております。全体版では、24ページから25ページにかけての記述で、今回の改定で、第2章の2として、新たに追加した箇所となりますが、これは個別施設計画の内容と重複しますので、後ほどの個別施設計画の説明のほうで代えさせていただきます。

次に、③施設保有量の推移と記載しております。全体版では、26ページから27ページにかけて、総合管理計画の策定時から、今回の改定までの施設保有量の推移と、有形固定資産減価償却率の推移を記載しております。

この説明資料に、施設保有量の推移を抜き書きしております。

この表の合計欄を御覧願います。2016年度と2021年度との比較で、施設数は14減少、面積は1万3891平方メートルの増加となっております。

次に、④ユニバーサルデザイン化の推進方針の追加と記載しております。全体版の40ページに、記述を追加しております。

この③と④は、先ほど申し上げました総務省からの要請の中で、必須事項として、記載の追加が求められた事項となります。

次に、⑤施設類型ごとの管理に関する基本的な方針の時点修正と記載しております。全体版で43ページから64ページにかけて、施設類型ごとに整備状況、建物状況、利用状況、整備方針を記載しておりますが、総合管理計画の策定時から状況が変わっているところがありますので、そうした部分については、記述の修正等を行っております。

次に、右側の囲みになりますけれども、新たに策定した計画となります個別施設計画の主な内容を御説明します。

説明資料に記載しておりますとおり、個別施設計画は、総合管理計画の方針であります長寿命化対策等を主な内容とする計画となります。こちらは、令和元年度から令和2年度にかけて、施設の簡易評価による定量的評価と、施設所管課へのヒアリング等による定性的評価を行い、取りまとめを進めておりましたが、令和2年7月豪雨により複数の市有施設が被災したことから、その後に、改めて関係部課へのヒアリングを行った上で、今回策定したものでございます。

主な内容について、①から④まででお示ししておりますが、ここに記載しておりません箇所も補足させていただきながら御説明します。

まず、記載しておらない箇所となりますが、全体版での1ページ及び2ページにつきましては、計画策定の背景と目的、計画の位置づけ、対象施設の分類と、分類ごとの施設数等を記載しております。

次に、この説明資料で、①令和2年7月豪雨による公共施設、(建築物)の被害状況と記載しておりますが、全体版の3ページから5ページにかけて、令和2年7月豪雨における施設の被害状況を記載しております。

次に、全体版で6ページから8ページにかけては、上位計画に当たる総合管理計画の概要を記載しております。

次に、説明資料で、②評価方法と記載しておりますが、全体版の9ページから11ページにかけて、個別施設の評価方法を記載しております。この中で、先ほど申し上げました施設の簡易評価による定量的評価と、施設所管課へのヒアリング等による定性的評価により、施設の方向性として、建替、複合化、統合、転用、機能移転、売却、廃止、検討、これらに区分する手順を説明しております。

次に、説明資料で、③個別施設の方向性と記載しておりますが、こちらは、もう少し詳しく

御説明したいと思いますので、全体版のほう、タブレットで御覧願います。

全体版の12ページから13ページにかけて、個別施設計画の対象施設178施設のうち、計画期間の8年間における方向性を示した施設59施設について、方向性の区分ごとに記載をしております。

12ページの2、方向性ごとの施設一覧を御覧願います。

(1)から13ページの(8)まで、順に、建替3施設、複合化8施設、これは複合化で残る施設と、機能移転施設を合わせて8施設ということになります。その次の統合は該当なし。転用10施設、機能移転6施設、売却2施設、廃止9施設、検討21施設という内訳でお示しております。

また、それぞれの施設の実情や方向性の具体的な説明について、表の備考欄に記載を行っております。

それから、次の14ページに、この個別施設計画以外において、施設の方向性等を示す計画や、在り方検討会議等を参考として記載しております。

恐れ入ります、説明資料ですね、概要のほうにお戻りいただきまして、次の④8年間の更新、維持管理費の見通しと記載しているところを御覧願います。全体版で言えば、15ページから17ページにかけてとなりますが、この部分が、先ほどの総合管理計画の説明の中で、後ほどの個別施設計画の内容と重複しますと申し上げたところにもなるのですが、耐用年数計画時に、単純更新した場合の費用の見通しと、長寿命化対策等を反映した場合の費用の見通しを算出したものを、この説明資料の、アとイに抜き書きしております。

それから、イの表の下に米印で、長寿命化対策等の条件を記載しております。

ここにお示ししておりますように、単純更新

した場合の費用は約755億円、長寿命化対策等を反映した場合の費用は約508億円という見通しとしておりまして、ウを御覧願います。ここに記載しておりますように、約247億円、32.7%の削減になると見込んでおります。

そして、一番右下ですが、エをですね、エを御覧願います。ここに記載しておりますように、総合管理計画において、40年間で公共施設の更新及び維持管理に係る費用を40%削減する目標としておりますところを、8年間で16.4%を達成する見込みとしております。

全体版の残りの18ページ以降は、参考として記載しているところとなります。2022年2月現在の個別施設計画の対象施設名を記載しております。

大変簡単ではございましたが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(古嶋津義君) 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。ありませんか。

○委員(山本敬晃君) 個別施設の方向性のところなんですけども、8の検討というのは、いずれ、1から7のどれかになるって形ですかね。

○財産経営課長補佐兼ファシリティマネジメント推進係長(平山誠也君) 財産経営課の平山です。よろしくお願ひします。

検討にあります21施設につきましては、この8年間で方向性を決めるというようなところで考えておりますので、今、委員さん言われたように、この8年間で方向性をですね、決めていくというようなところになるかというふうに思います。

以上です。

○委員(山本敬晃君) その20施設の中での厚生会館であります、今ちょっと要望書とかが出てるってお聞きしているんですけども、そ

れは、それも踏まえて検討していくという形になるんですか。

○財産経営課長補佐兼ファシリティマネジメント推進係長（平山誠也君） 何らかの方向性になるかというふうに思っております。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で、八代市公共施設等総合管理計画の一部改定及び八代市公共施設個別施設計画の策定についてを終了します。

執行部は御退出ください。

（執行部 退席）

○委員長（古嶋津義君） そのほか当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了いたします。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思しますので、引き続き、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって総務委員会を散会いたします。

（午後0時15分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年6月22日